

豊川市公共施設等総合管理計画 (概要版)



～賢く使う未来に向けた維持管理計画～

平成 28 年 8 月

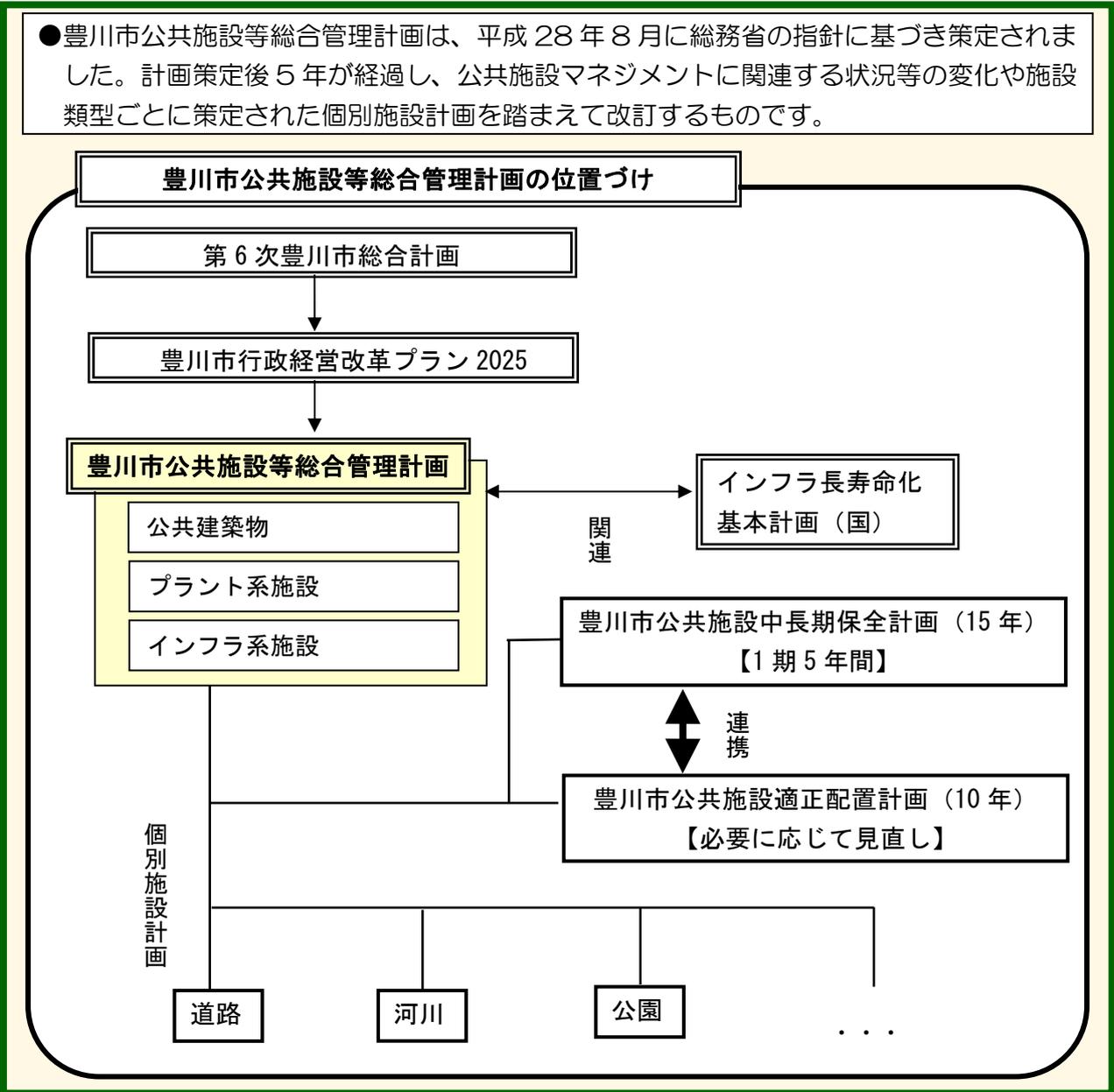
(令和 4 年 3 月改訂版)

豊 川 市

1 基本的事項

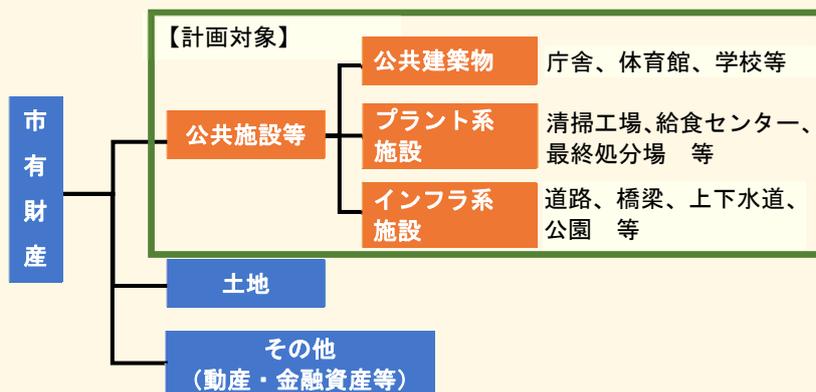
豊川市公共施設等総合管理計画策定及び改訂の趣旨

- 豊川市公共施設等総合管理計画は、平成28年8月に総務省の指針に基づき策定されました。計画策定後5年が経過し、公共施設マネジメントに関連する状況等の変化や施設類型ごとに策定された個別施設計画を踏まえて改訂するものです。



豊川市公共施設等総合管理計画で対象とする施設

- 保有する財産のうち、対象とする範囲は、公共建築物、プラント系施設、インフラ系施設を総称した公共施設等とします。公共施設等を施設類型別に分類し、右記のとおり区分しました。

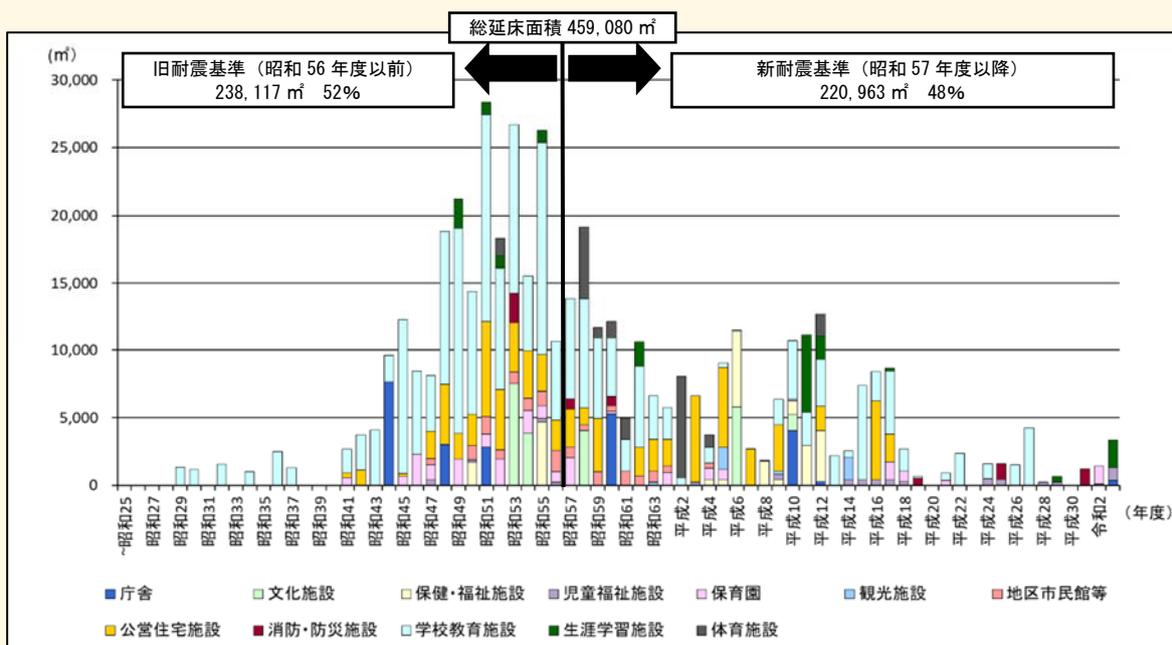


2 保有施設等の現状把握

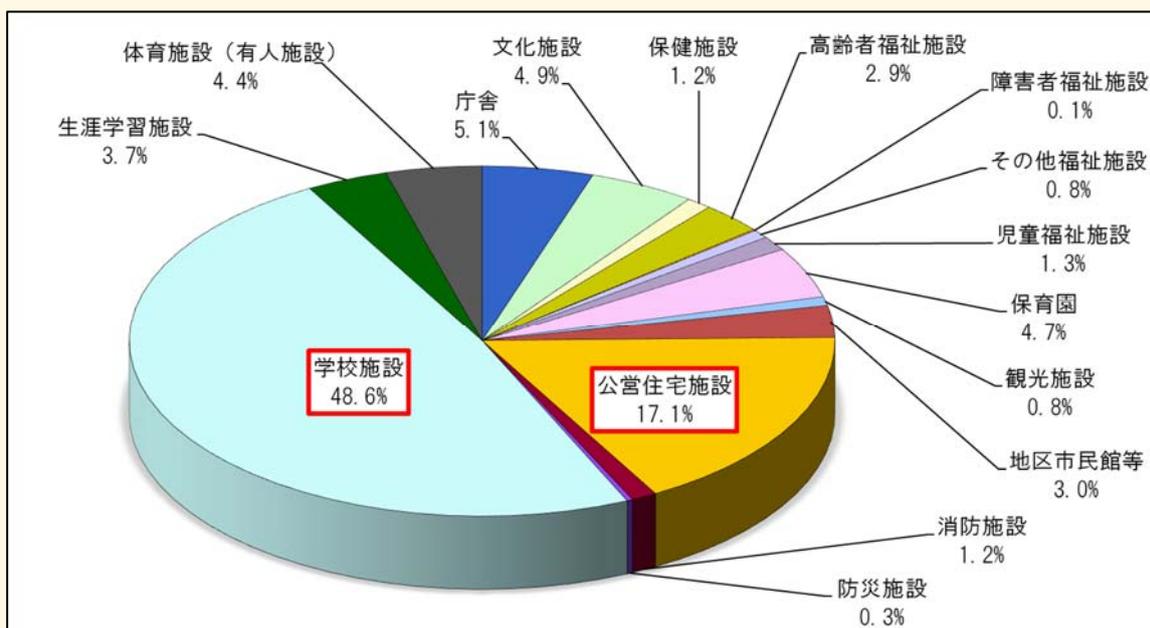
公共施設等の現状把握

公共建築物（保全計画対象）の現状把握

- 本市の施設類型別の公共建築物の延床面積は、昭和 40 年代中頃から昭和 60 年代前半までに建設された学校教育施設の面積が多くを占めています。
- 耐震基準別の延床面積は、昭和 56 年度の建築基準法の改正により、旧耐震基準（昭和 56 年度以前）による建築物が 238,117 m²（約 52%）、新耐震基準（昭和 57 年度以降）による建築物が 220,963 m²（約 48%）となっています。



- 施設類型別の延床面積の割合は、学校施設が最も多く、約 48.6%（223,089.5 m²）です。次いで公営住宅施設の約 17.1%（78,532.1 m²）となっています。



公共建築物（保全計画対象外）の現状把握

- 公共建築物のうち、豊川市公共施設中長期保全計画の対象外となる施設は、体育施設（無人施設）、市民病院、駐車場、その他（プリオビル、倉庫等）です。
- 体育施設の無人施設は、グラウンド等がメインの施設であり、建築物としては便所や倉庫などがあります。
- 市民病院は、大規模な建築物になりますが、市の一般会計とは区分された企業会計とです。



プラント系施設の現状把握

- プラント系施設は、衛生処理施設として清掃工場、処理場、最終処分場等があります。また、学校教育施設である給食センターもプラント系施設に分類しています。
- 清掃工場は、家庭及び事業所等の一般廃棄物の可燃ごみを焼却処分する施設です。
- 処理場は、し尿や浄化槽汚泥を前脱水後、水質規制基準を満たすように希釈し、公共下水道へ放流する施設です。
- 最終処分場は、家庭から出される不燃ごみを選別資源物・選別可燃物・埋立物（不燃ごみの残さ等）の3種類に選別処理（細分化）し、埋立物または可燃物の焼却残さ（灰）を埋め立てている場所です。
- 給食センターは、学校給食センターと南部学校給食センターがあり、市内の小中学校の給食を調理するための施設です。

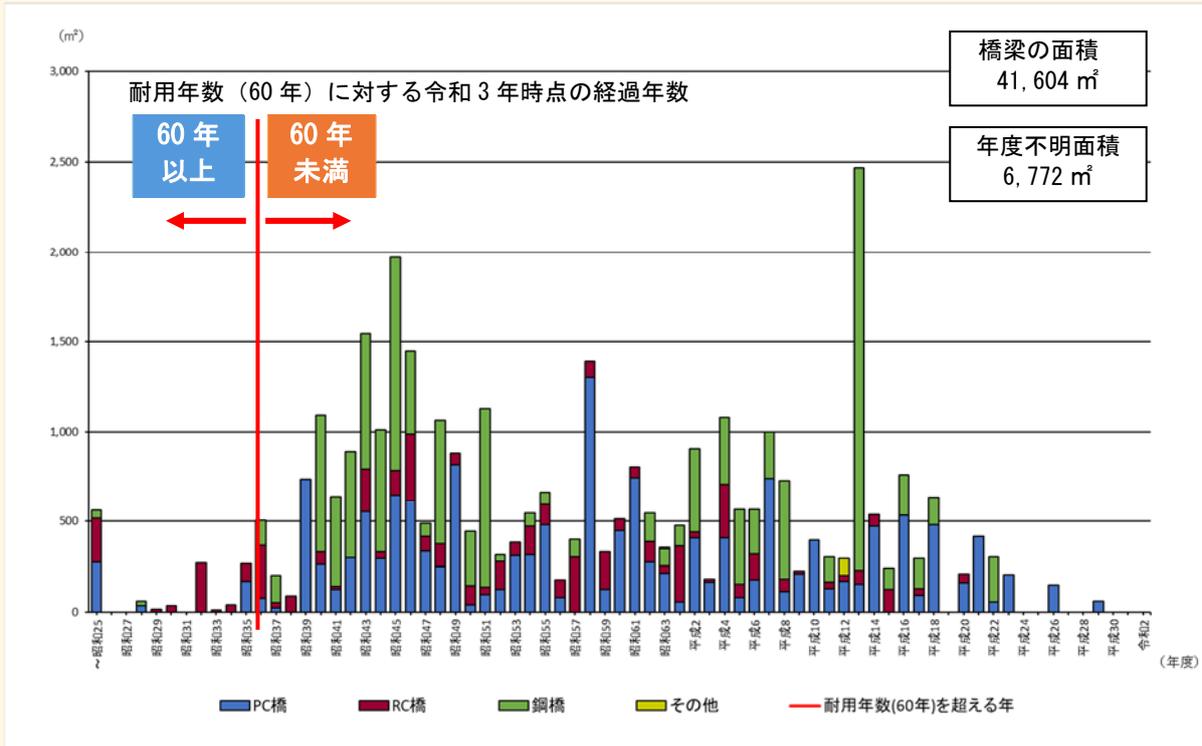


インフラ系施設の現状把握

●インフラ系施設のうち、主要な分野である橋梁、道路、上水道、下水道の現状を整理します。

【橋梁】

●橋梁の年代別の整備状況は以下のグラフのとおりです。昭和40年代に多くの橋梁が整備されています。



【道路】

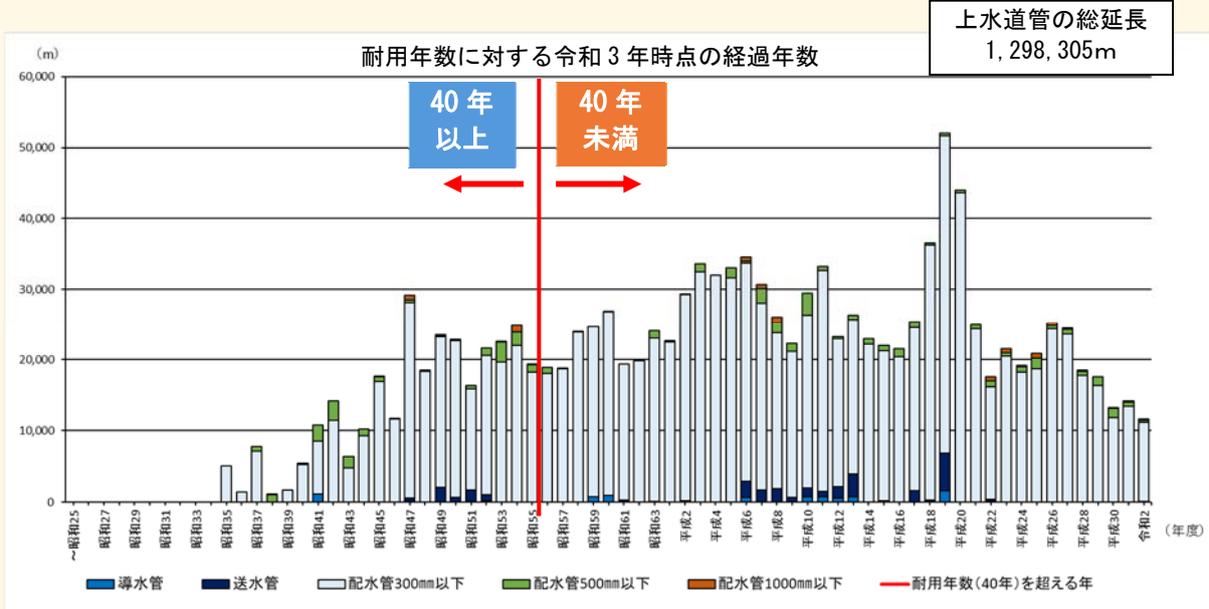
●道路の整備状況は以下のとおりです。ここで、幹線道路は、1級市道および2級市道とし、生活道路は、その他市道および自転車歩行者道とします。

	幹線道路	生活道路
整備延長	196,142 m	1,560,897 m



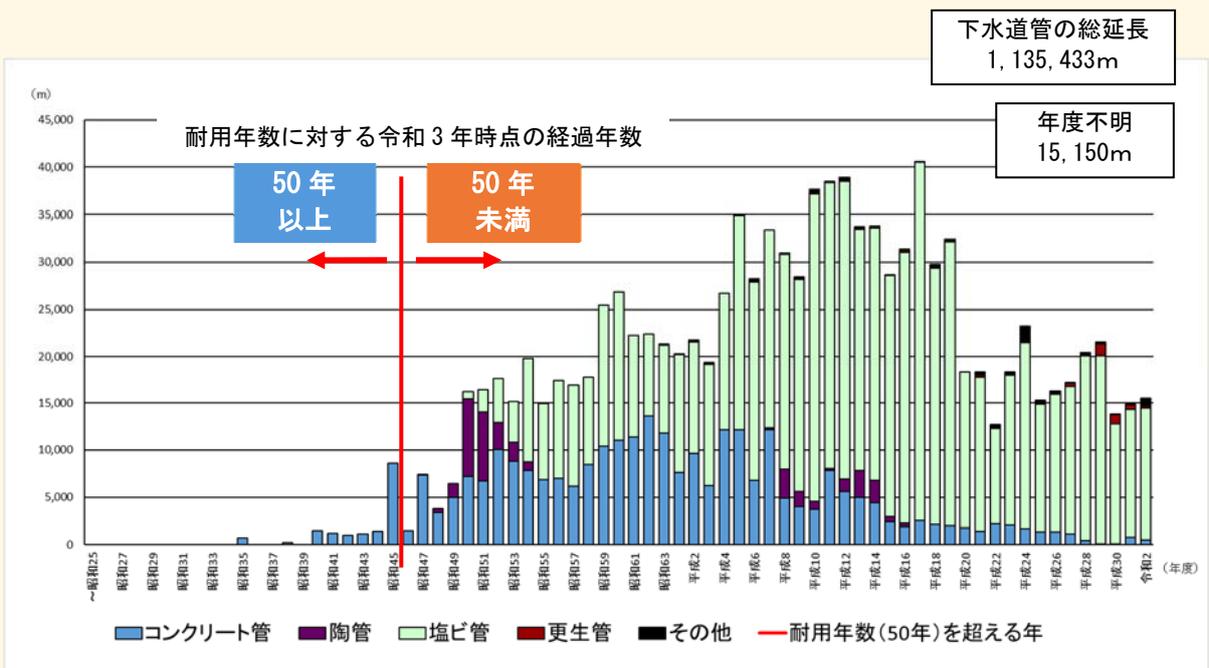
【上水道】

●上水道の年度別管径別の整備延長は以下のグラフのとおりです。大半が管径 300 mm以下の配水管であり、今後、耐用年数 40 年を超える管が増加していきます。



【下水道（污水）】

●下水道（污水）の年度別管種別の整備延長は以下のグラフのとおりです。初期の頃はコンクリート管が多く、近年では塩ビ管の割合が大きくなっています。上水道に比べ整備年代が新しいため、耐用年数 50 年を超える管は、現時点ではほとんどありません。



市全体の人口推計

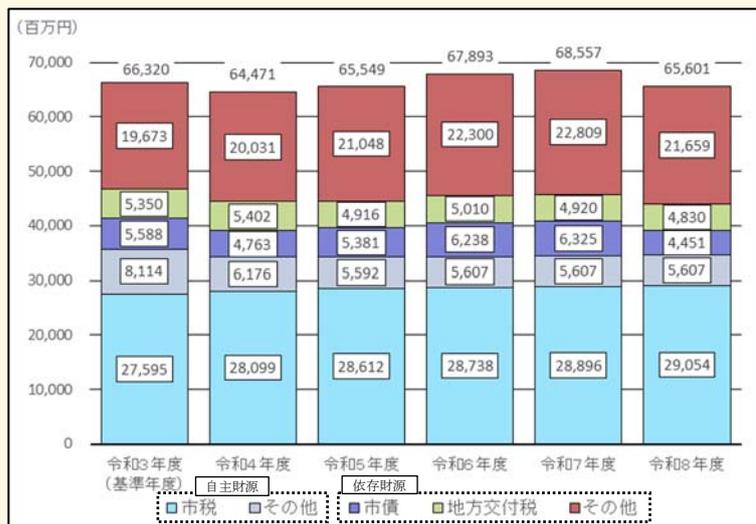
- 市全体の人口は、令和42年度には総人口145,772人となり、平成22年度からの50年間で約80%の水準まで減少すると予測されます。
- 一方で、総人口に対する生産年齢人口の割合は、50年間で約10ポイント減少することに対し、老年人口は約14ポイントの増加で、これは、1人の高齢者を支える生産年齢人口が3.0人から1.5人にまで減少することを示しています。



財政収支の見込み

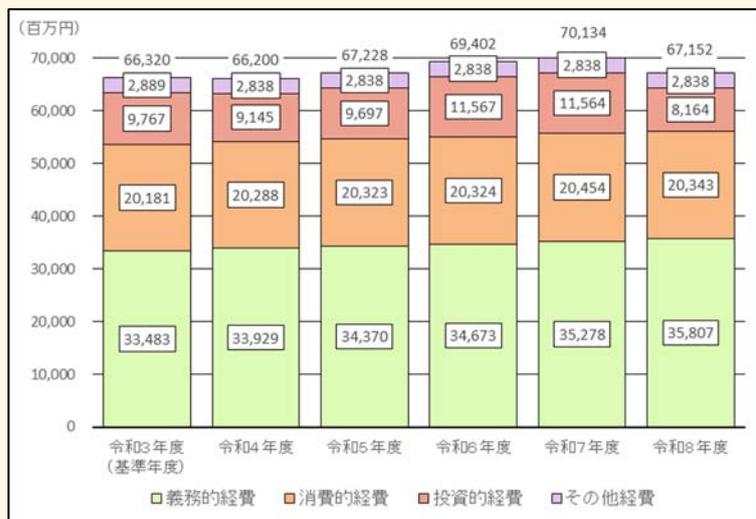
【歳入の内訳】

- 市の収入である歳入の内訳では、市税収入が歳入総額の4割程度となっています。
- 今後予想される生産年齢人口の減少などの市税収入の減少要因に注意が必要です。



【歳出の内訳】

- 市の支出である歳出の内訳では、義務的経費が占める割合が5割程度となっています。
- 今後、少子高齢化がさらに進むことにより、扶助費等が含まれる義務的経費が増加する傾向です。

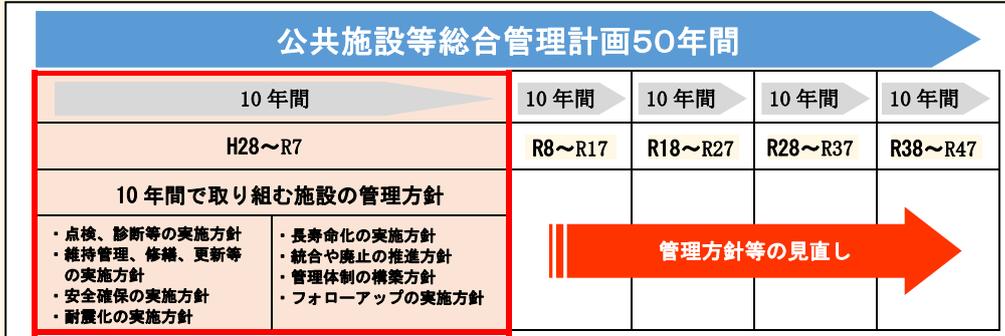


3

施設全体の管理方針

計画期間

- 本計画の計画期間は、平成28年度から令和47年度の今後50年間とします。また、10年間で取り組む施設の管理方針を定めます。



将来の施設更新投資の試算

施設の長寿命化によるコストの縮減について

- 事後保全型と予防保全型の施設管理のコスト試算を行い、単年度あたりのコストの縮減効果を算出します。
- 管理方法により更新までの期間が異なるため、下記の算出式に基づき、コストを算出します。

予防保全とは

- 施設を長寿命化するための保全管理の方法で、建物及び設備の異状の有無や兆候を事前に把握・予測することで計画的に改修を行い、故障による停止や事故を防ぎ建築物の部材を適切に保全する方法。

【公共建築物】

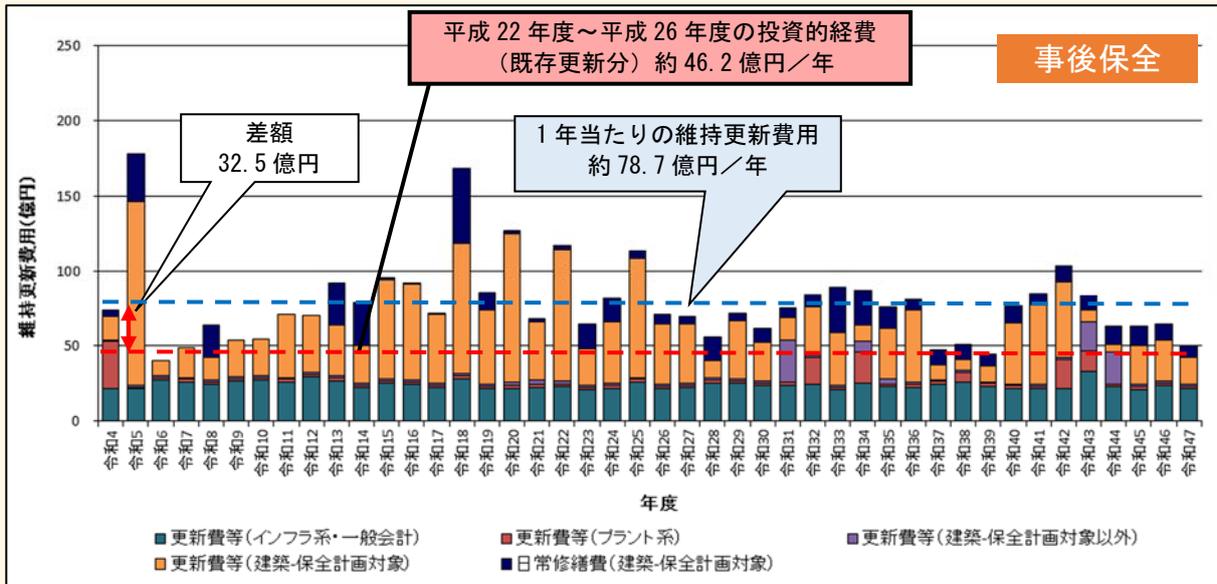
$$\begin{aligned}
 \text{事後保全の場合} &= \left(\text{日常修繕費用} + \text{更新費用} \right) / \text{耐用年数} \\
 \text{予防保全の場合} &= \left(\text{日常修繕費用} + \text{大規模改修費用} + \text{更新費用} \right) / \text{延命後耐用年数}
 \end{aligned}$$

【インフラ系施設・プラント系施設】

$$\begin{aligned}
 \text{事後保全の場合} &= \text{更新費用} / \text{耐用年数(事後保全)} \\
 \text{予防保全の場合} &= \left(\text{予防修繕費用(回数分)} + \text{更新費用} \right) / \text{延命後年数(予防保全)}
 \end{aligned}$$

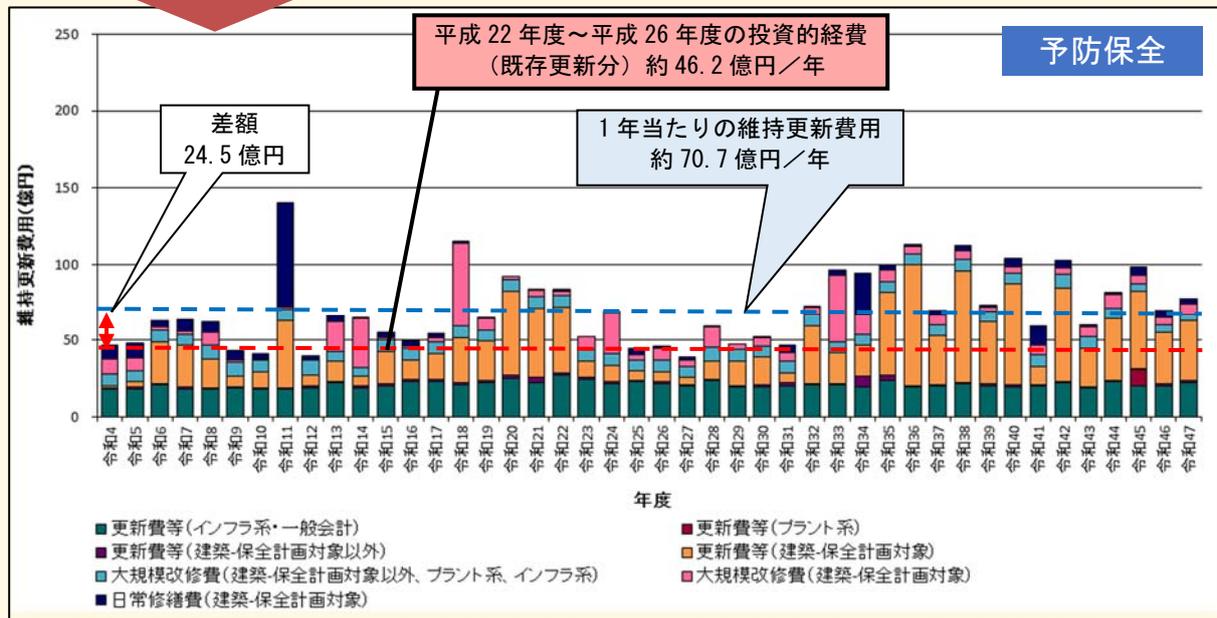


一般会計の対象となる施設の更新投資等の試算



- 事後保全の試算結果では、今後 44 年間で必要となる更新投資等は総額で約 3,462 億円になり、1 年当り約 78.7 億円になります。

8.0 億円/年
コスト縮減



- 予防保全の試算結果では、今後 44 年間で必要となる更新投資等は総額で約 3,113 億円になり、1 年当り約 70.7 億円になります。
- 今後は、施設更新費用等の不足分を補うために、更なるコスト縮減が必要となります。また、新規整備費用は含まれていないため、新規整備を行う場合は、整備計画の見直しと共に既存施設の縮小の検討を併せて行う必要があります。

課題に対する基本認識

基本認識① 公共施設等の老朽化への対応

公共建築物：既に半数以上の施設が建設から30年以上経過しています。

プラント系施設・インフラ系施設：安全・安心な生活を送るために適切に管理が行われている必要があります。

基本認識② 人口減少・少子高齢化への対応

公共建築物：延床面積を適切な面積とし、新たなニーズへ対応する必要があります。

プラント系施設・インフラ系施設：都市機能の集約化に伴い、地域の実情に合わせた選択と集中が必要となってきます。

基本認識③ 厳しい財政状況への対応

公共建築物・プラント系施設・インフラ系施設

：予防保全的な管理による長寿命化対策により、増加する改修・更新にかかる将来コストの縮減や平準化を図ることに加え、財源の確保や効率的な維持管理に向けた組織体制の構築を図っていく必要があります。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

基本的な考え方① 長寿命化によるライフサイクルコストの縮減

公共建築物：効率的な維持管理を実践することでライフサイクルコストの縮減を図ります。

プラント系施設・インフラ系施設：予防保全の対象施設については適切に実践し、ライフサイクルコストの縮減を図っていきます。

基本的な考え方② 統廃合・複合化の推進による保有施設総量の適正化

公共建築物：余裕施設や遊休土地の有効活用を図ります。また、施設の多機能化・複合化の推進や地区間の施設配置の均等性を図りながら、50年間で公共建築物のトータルコスト43%縮減、保有面積30%縮減を目標とします。

プラント系施設・インフラ系施設：都市機能誘導地域及び居住誘導地域以外では、インフラ系施設の縮小も市民生活への影響や周辺地域との繋がりを考慮しながら検討していきます。

基本的な考え方③ 公共施設等の総合管理体制の確立と財源の確保

公共建築物：発注事務の効率化や維持管理水準の平均化など一元的な公共施設の総合管理を行い、市民の安全確保を図ります。

プラント系施設・インフラ系施設：安全確保に取り組みながら、人口減少等の変化に応じて、財政状況に応じた総量の適正化を検討することが必要です。

豊川市全体の基本方針

●基本的な方針として、①点検・診断等の実施方針、②維持管理・修繕・更新の実施方針、③安全確保の実施方針、④耐震化の実施方針、⑤長寿命化の実施方針、⑥統合や廃止の推進方針、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針について、豊川市全体の方針を示します。

項目	公共建築物	プラント系施設	インフラ系施設
①点検・診断等の実施方針	建物の日常的な維持管理手引きを活用し、日常点検等を実施する。	定期的に保守点検等を実施し、劣化状況や健全度を把握する。	国や県から示されている各種基準等に従い、点検・診断等を実施する。
②維持管理・修繕・更新の実施方針	建物管理の内容を整理し、維持管理を行う。 修繕工事は優先度の高い工事から実施する。 施設の状況を把握し、適切に更新修繕を行える環境を構築する。	点検・診断結果を踏まえ、予防保全的な維持管理を行い、延命化を図る。	点検・診断結果をもとに維持管理等のサイクルを構築し、施設類型ごとに計画的に実施する。 維持管理等のサイクルが構築できていない施設類型は適切に設定する。
③安全確保の実施方針	法定・日常点検の適切な実施により故障などを早期に発見し、施設利用の安全性の観点から適切な対応を図る。	点検・診断結果を踏まえ、計画的な修繕等により事故や故障等を未然に防止する。	パトロールや点検等により、危険箇所が発見された場合、被害防止のため、緊急修繕を実施する。
④耐震化の実施方針	豊川市地域防災計画に位置付けられた避難所指定の建築物の耐震化は100%完了。	優先性の判断を実施した上で設備の耐震性を向上させ、地震による二次災害の防止に努める。	施設類型ごとに優先性の判断を実施した上で耐震化を推進する。
⑤長寿命化の実施方針	予防保全の対象施設は、適切な時期に大規模改修を実施し、真に必要な施設を更新する。 事後保全の対象施設についても、適切な管理を実施する。	各個別施設計画に従い、予防保全の対象施設は、適切な管理を実施する。 事後保全の対象施設についても、適切な管理を実施する。	
⑥統合や廃止の推進方針	行政サービスの見直しと庁舎等の機能集約・施設転用。コミュニティ施設の集約・統廃合。学校教育施設等の総量縮減と多機能化。文化施設、保健施設の機能重複解消と機能向上。体育施設(有人施設)の機能重複解消、多機能化。	近隣市との連携を図り共同で施設整備を進める。 効率的な運用やコスト削減を進める。	市民ニーズの変化に合わせ、施設(例えば、横断歩道橋など)の必要性や用途の見直しを行い、統合や廃止を推進する。
⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	専任部署において公共建築物に対して一元管理を行い、全体計画の進行管理、方針、目標の見直しを行う。	施設類型ごとに財政規模に応じた管理水準を設定するとともにコスト削減を図る。 コスト削減の取組として、長寿命化等に加え、包括委託の適用を検討する。	
⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針	誰もが快適に利用しやすい公共施設等となるようユニバーサルデザイン化の推進を図る。		

4 施設類型ごとの基本方針

(1) 公共建築物（保全計画対象施設）

●施設類型ごとの基本方針として、①点検・診断等の実施方針、②維持管理・修繕・更新の実施方針、③安全確保の実施方針、④耐震化の実施方針、⑦総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針、⑧ユニバーサルデザイン化の推進方針については、市内の公共建築物全体で統一した方針とするため、市全体の方針と同様とします。

	⑤長寿命化の実施方針	⑥統合や廃止の推進方針
庁舎	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	本庁舎に集約すべき機能を明確にし、センター機能を強化。各支所庁舎の活用状況を鑑みて、周辺施設との複合化・多機能化による拠点形成を図りながら総量の縮減を図る。
文化施設	既存施設は大規模改修、改築は実施せず、設備更新も文化施設機能を損なわない最小限の範囲で修繕等を実施とする。	広域的な施設利用等を調査・検討し、総量の縮減を踏まえた新たな文化施設を建設し、既存施設は大規模改修等を実施せず、廃止や転用等を進める。 勤労福祉会館は、総合的な施設のあり方を検討する。桜ヶ丘ミュージアムは、市民にとってより利便性の高い魅力ある施設として長寿命化を図る。
保健施設	躯体の長寿命化とともに、スペースの効率的・効果的な活用を図る。	保健センターは、多機能の複合施設として新設移転を検討し、市民サービスの向上を図る。 健康福祉センター等は、機能の見直しを図り、他用途への転用等、有効な活用を検討する。
高齢者福祉施設	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	高齢者入浴施設を備えた施設は、施設の用途廃止や転用、周辺福祉施設との複合化等を推進する。 高齢者交流施設は、東部地域福祉センターの更新時期に合わせて移転及び機能集約を検討する。 高齢者相談センターは、現在の施設の状況によっては、配置場所を検討する。
障害者福祉施設	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	利用者ニーズに即した障害者福祉の拠点として維持していくとともに、効率的かつ適切に管理運営する。
その他福祉施設	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	東部地域福祉センターは廃止を含めた建替え・改修の検討を行う。 西部地域福祉センターや社会福祉会館は長寿命化を行う。 施設の再編にあたっては、他のコミュニティ施設への複合化等を検討する。
児童福祉施設	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画に配慮しつつ、児童クラブ室は小学校の余剰スペースの活用や学校建替等に合わせて、移転・複合化等を進める。児童館は、リーディング事業の中で複合化等を検討する。
保育園	施設の更新時期等までの間、安全・安心に利用できるように施設の環境整備を行うほか、予防保全の施設については長寿命化を図る。	公立保育園の民営化を促進するとともに、地域バランス及び入所児童数に配慮しながら延床面積の縮減を図る。特に小規模な保育所の運営見直しを検討する。 建設年次の古い園舎を使用している保育園については、施設更新のタイミングに統合や民営化等、施設のあり方を見直す。
観光施設	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	豊川市観光振興推進計画を踏まえ、利用向上に向けた施設のあり方を検討する。 指定管理者制度導入施設は、より効率的な観光振興を図るため、指定管理者との協議・調整を積極的に行う。

	⑤長寿命化の実施方針	⑥統合や廃止の推進方針
地区 市民館等	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	同一利用圏域において機能が重複する地区市民館等については、個別施設計画に基づき機能集約と施設再編を図る。特に、生涯学習センターを含む他コミュニティ施設と併せて、施設の配置や規模等の適正化について総合的に検討する。 小坂井文化センターは、他の社会福祉施設等との連携を図る。
公営住宅 施設	仕様のアップグレード等による耐久性の向上、予防保全による修繕周期の延長等により、長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図る。	構造体耐久性調査等を踏まえ豊川市営住宅等長寿命化計画に基づき長寿命化を進める。 コンクリートブロック造及びプレキャストコンクリート造の市営住宅は、耐用年数を過ぎた施設から順次用途廃止を進め、総量の縮減を図る。
消防施設	定期点検や管理方針に従い、地域防災活動の拠点施設としての機能が果たせるよう予防保全の施設については長寿命化を図る。	変化する消防環境と増大・多様化する消防需要に対応した効率的かつ効果的な消防体制の構築を図るとともに、南海トラフ地震等大規模災害に備えた防災体制と連携した施設のあり方を検討する。
学校施設	施設の老朽化や多様な教育内容・方法に対応するための大規模改修や予防保全型の管理及び耐久性の向上等を図る改修等を実施し、施設の長寿命化を図る。	【小学校】 人口減少に伴う総量縮減と多機能化の推進を図り、複式編成の発生が予想される時点で学校の統合・転用や通学区域の見直し等を検討する。また、余剰空間の発生に合わせてコミュニティ施設との複合化や転用を検討する。複合化にあたっては児童クラブ・児童館を優先して検討する。 【中学校】 校舎の長寿命化対策に取り組むとともに、校舎を更新する際には、全体として保有面積を縮減を図る。
生涯学習 施設	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	他施設との複合化や機能集約を図るとともに、コミュニティ機能を持つ施設の集約を積極的に推進し、総量縮減を図る。
体育施設 (有人施設)	定期点検や管理方針に従い、予防保全の施設については長寿命化を図る。	市全体としての適正配置やスポーツへの市民ニーズの変化を捉えつつ、構造体耐久性調査等を踏まえた長寿命化を図る。 体育館と隣接学校体育館との連携強化から、学校施設開放の拡充や施設の共用化や一般開放サービスの拡充等により総量縮減を図る。

(2) プラント系施設

- 施設類型ごとの基本方針として、特に重要な④耐震化の実施方針、⑤長寿命化の実施方針について、以下に示します。

	④耐震化の実施方針	⑤長寿命化の実施方針
衛生処理施設	配管類は耐震継ぎ手を用いるなどの対策を実施する。	清掃工場は、老朽化した基幹的設備について延命可工事を行い、長寿命化を図る。 その他の施設は、計画的に修繕等の実施により、長寿命化を図る。
学校教育施設 (給食センター)	給食センターは、新基準で建設されており、耐震性能を有する。	保守点検を必要とする厨房機器を整理し、施設の長寿命化を図る。

(3) 公共建築物（保全計画対象外施設）

●施設類型ごとの基本方針として、特に重要な⑤長寿命化の実施方針、⑥統合や廃止の推進方針について、以下に示します。

	⑤長寿命化の実施方針	⑥統合や廃止の推進方針
体育施設 (無人施設)	点検・診断等を踏まえ、効果的かつ計画的な保全措置を講じる。	野球場、庭球場、パターゴルフ場等については、利用者ニーズや地域の実情等を踏まえ、機能転換や統廃合を検討する。
市民病院	点検・診断等を踏まえ、効果的かつ計画的な保全措置に努め、長寿命化を図る。	地域の急性期中核病院として引き続き機能の維持・充実を図る。
その他の 公共建築物	小規模施設のため長寿命化は行わないが、点検を実施し安全管理に努める。	倉庫等の小規模施設は、更新時には統廃止を基本とし、必要性を検証する。
駐車場	老朽化の状況や利用状況等の評価により、効果的かつ計画的な保全措置を講じる。	統合や廃止は現段階では考えないが、利用状況やコスト状況を把握し検討する。
消防・防災 施設	効率的な維持管理を行い、予防保全の考え方により適正な修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。	利用状況、コスト状況及び地域の実情等を考慮し、増改築、用途変更及び統廃合などに柔軟に対応する。

(4) インフラ系施設

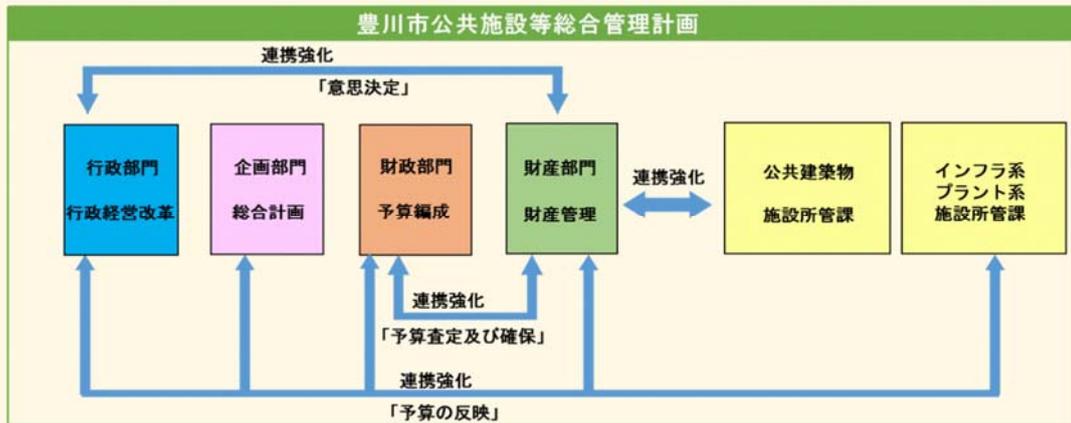
●施設類型ごとの基本方針として、特に重要な④耐震化の実施方針、⑤長寿命化の実施方針について、以下に示します。

	④耐震化の実施方針	⑤長寿命化の実施方針
道路施設 (舗装)	地域防災計画に位置付けられた地震時の通行を確保すべき道路を検討する。	舗装の状態調査を計画的に実施し、アスファルト材等の注入を実施し表層管理を徹底することにより、長寿命化を図る。
道路施設 (橋梁)	耐震補強として落橋防止装置の取付や橋脚の巻き立て等を実施する。	今後 100 年間のライフサイクルコストが最小となるよう長寿命化を図る。
道路施設 (その他)	地域防災計画に位置付けられた地震時の通行を確保すべき道路を検討する。	個別施設計画に基づき、計画的に維持管理を行い、施設の長寿命化を図る。
河川管理 施設	河川構造物の耐震性照査および、耐震化作業を実施する。	ゲート、ポンプは、設備の信頼性を確保した上で、施設の長寿命化を図る。
漁港・港湾 施設	耐震点検を行い、耐震性を照査し、優先順位を考慮して対策を検討する。	計画的な修繕・更新等の方針を明確化し、老朽化が進行している施設の長寿命化を図る。
治山・砂防 施設	既存施設の耐震性の強化及び被害軽減を図るため維持・修繕を推進する。	防災上の観点、対策に係るコスト等をよく勘案して対策の優先順位を検討し、年次計画を策定する。
公園・緑地	建築物など大型の工作物は、設計・施工に際して耐震性を確保する。	計画的に部分修繕や塗装を実施する等、公園施設の長寿命化を図る。
農業用施設	ため池：県へ耐震化工事を要望する。 排水機場：耐震調査を行い、耐震化を進める。	排水機場：修繕計画を立て、適正な予防保全に努め長寿命化を図る。
水道施設	基幹となる導水管等の耐震化を優先して更新するとともに、適正口径による耐震化を図る。	優先順位を考慮しながら、予防保全を前提とした計画的な修繕・更新等を実施し、長寿命化を図る。
下水道施設	計画に基づき、重要な幹線等の耐震性能が不足する場合は、長寿命化や更新により耐震性を有する構造とする。	計画を活用し、長寿命化と機能向上に努める。

5 今後の計画の推進に向けて

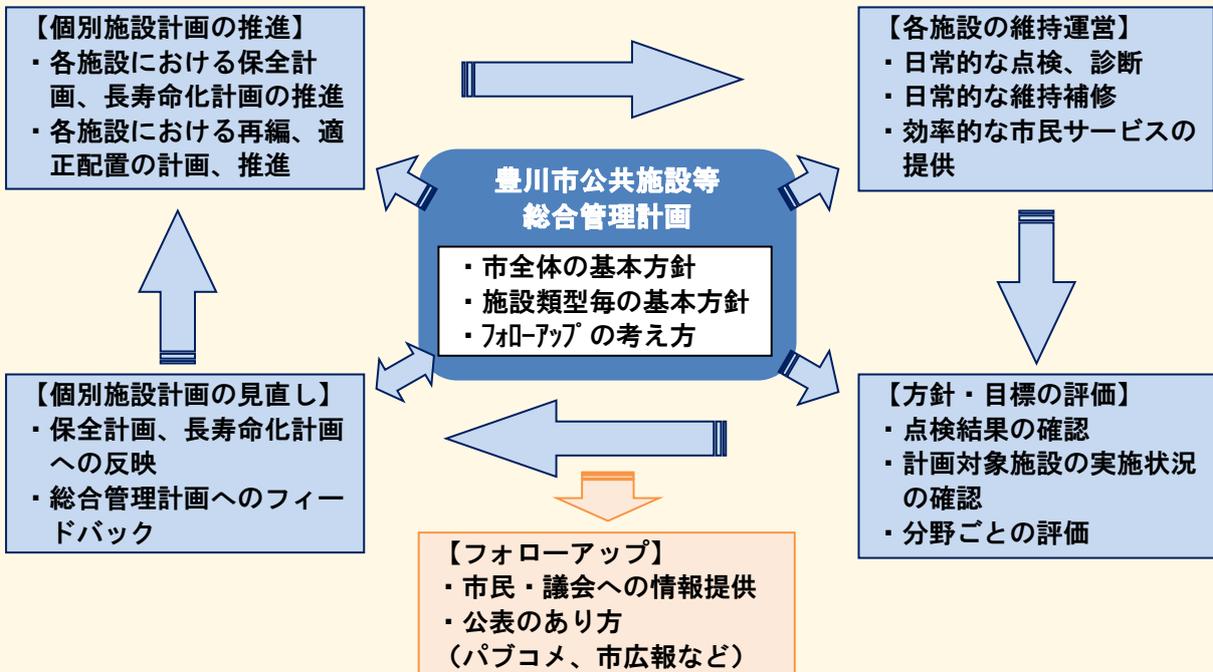
関係各課との連携

- 企画部門での政策立案、財政部門での予算編成にあたって、本計画の推進を担う財産部門との連携を強化します。同じく財産部門と、実際の改修・保全等の施工及び維持保全を行う関係各課が最適に連携する体制づくりを目指します。関係各課は、それぞれが管理する個別施設について、維持管理計画（長寿命化計画等）の立案を行います。



進捗状況の管理

- 本計画は、公共施設等の一体的、総合的なマネジメントの推進を図るものとなるため、PDCA サイクルの考え方に基づき、計画の確実な推進を図ります。



市民との問題意識の共有と協働について

- 問題意識を共有し、市民、行政がそれぞれの役割と責務を果たしつつ、相互に連携・協働していく取組を進めていきます。

令和4年3月

豊川市役所 総務部 財産管理課

〒442-8601

愛知県豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2108 FAX：0533-89-2163